

22飯経農収第920号

平成23年5月17日

福岡県知事 小 川 洋 様

飯塚市長 齊 藤 守 史

森林法第10条の2の規定に基づく意見書（回答）

（対：平成23年3月25日付け22森保第22号－19）

平成23年3月25日付け、22森保第22号－19で照会のありました林地開発変更計画に係る意見聴取について、福岡県において意見を聴取される項目は、市町村の土地利用上からみた意見及び(1)災害防止機能について、(2)水害防止機能について、(3)水源涵養機能について、(4)環境保全機能について、森林の現に有する公益的機能を維持するための4項目となっております。

この4項目に対する意見は、森林法の規定範囲における意見であり、関係法令の遵守が前提となっています。このため、森林の現に有する公益的機能を維持するために、関係法令を遵守するとともに、地域住民の福祉の増進を図るため、申請者は、住民の理解及び開発変更に必要な措置を講じる必要があります。

しかしながら、当該地域における採石法における申請、福岡県環境保全に関する条例第25条第1項の規定に基づく開発行為の届出において、地元住民の同意を得ることができておらず、地元住民に不安を生じさせております。

本市においては、平成22年9月30日市議会において、「明星寺地区の自然環境破壊及び地域住民の安全安心な生活を脅かす事業の実施に反対する決議」がなされ、同年11月24日には、飯塚市より福岡県に対し、より一層の監視・指導を強化し、違法行為に対し、厳正な対応を求める要望書を提出しています。また、同年12月21日には飯塚市議会からも福岡県に対し、「明星寺地区の採石に反対する意見書」が提出されています。さらに、今回の変更申請に関連する本市自然環境保全条例の規定に基づく地元説明会については、地元住民の不安が解消されていないことから、説明会が開催できていない状況です。

福岡県においては、これまでの経緯を十分にご理解いただき、地域住民の福祉の増進、不安を解消させる方策を講じられますよう、森林法第10条の2の規定も踏まえ、強く要請いたします。

なお、当該地域において今後、違法行為が行われた場合は、本市及び地元住民に対し情報提供を行い、関係各部署との連携の上、厳正な対応を行っていただきますよう、併せてお願い申し上げます。